

第3次府中市空家等対策計画の骨子（案）について

- 1 空家法第7条第2項に規定されている計画記載事項
 - (1) ①対象地区、②対象の種類、③空家等の対策に関する基本方針
 - (2) 計画期間
 - (3) 空家等の調査に関する事項
 - (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - (5) 空家等及びその跡地の活用の促進に関する事項
 - (6) 特定空家等への対処に関する事項
 - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - (8) 空家等対策の実施体制に関する事項
 - (9) その他空家等対策の実施に関し必要な事項

- 2 法定記載事項以外に記載を検討している事項
 - 第1次・第2次計画から振り返る本市の空き家等対策の課題
 - 上記の課題を解決するための新たな施策
 - 空家法改正により新設された「管理不全空家等」への対処に関する事項
 - 民法改正により新設された財産管理人制度の活用に関する事項